

令和5年4月7日

保護者 各位

青森県立むつ養護学校
校長 小笠原 雅 和

新学期以降の学校におけるマスクの取扱いについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、文部科学省から青森県教育委員会を通して「マスクの着用についての考え方」の通知があり、「学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とする」が示されました。これを受け、また本校児童生徒の実態等を考慮し、下記のとおり対応いたしますが、ご家族のご不安やご心配等に鑑み、ご意向を確認して対応したいと思っておりますので、別紙の意向確認書にご記入の上、学級担任へ提出していただくようお願いいたします。

記

1 マスクの取扱いについて

【児童生徒、教職員共通】

- ・マスクの着用を求めません。ただし、以下の場面等については、マスクの着用を推奨します。

- ・混雑したバスや電車の中（通学時のバスや送迎サービス車内）
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- ・重症化リスクのある児童生徒及び教職員とともに活動を行う場合

- ・マスクの着脱を強いることのないようにします。
- ・マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう適切に指導します。

【教職員】

- ・児童生徒と密接して指導する場合、マスクの着用に努めます。
- ・歯磨き指導において、仕上げ磨きが必要な児童生徒の指導を行う場合、マスクやフェイスシールドを着用します。
- ・重症化リスクの高い児童生徒への摂食指導の際、食事指導時にはマスクを、歯科指導時にはフェイスシールドを着用します。

2 その他

- ・基本的な感染対策（3密の回避、人同士の距離の確保、手洗い・手指消毒、換気）は継続します。
- ・毎朝の健康観察、健康チェックリストの確認は継続します。
- ・児童生徒本人及び同居家族に風邪症状等がある場合の対応は、これまでと変更はありません。

担当 教頭 越 膳 一 也
TEL 0175-26-2210

意向確認書

※兄弟姉妹がいる場合、お手数ですが一人につき1枚の提出をお願いいたします。

学部 小 中 高 組 児童生徒氏名

保護者氏名

学校でのマスクの着用を

します ・ しません

その他 (〇〇の場面では着用 など)

※いずれかに〇をつけ、必要に応じて記入をお願いします。

提出〆切：令和5年4月10日（月）

提出先：学級担任 → 学部主任